

申告は正しくお早め！

**市** 民税・県民税および所得税確定申告の相談所を、2月13日（水）から3月15日（金）まで開設します。

**平** 成30年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

# 税の申告時期です

（市税務課（氷上庁舎内） ☎ 82 - 2070

期限内に必ず申告を！

**提出** 出された申告書は、所得証明・年金・福祉医療・保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料です。申告がないと諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

## \*お知らせ\*

平成30年分の確定申告から、配偶者控除・配偶者特別控除の適用条件が変わります。詳しくは左のページをご覧ください。

## \*お願い\*

申告は自分で計算して申告する「自書申告」です。収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成し、控除に必要な証明書、印鑑を忘れずにご持参ください。

## ■申告相談の日程

| 会 場                   | 日 程               | 受付時間      |
|-----------------------|-------------------|-----------|
| 篠山市民センター（篠山市黒岡 191-1） | 2月18日（月）～27日（水）   | 午前9時～午後4時 |
| 柏原住民センター（センター会場）      | 2月28日（木）～3月15日（金） | 午前9時～午後4時 |
| 青垣住民センター              | 2月13日（水）～15日（金）   | 午前9時～午後4時 |
| 氷上住民センター              | 2月18日（月）～22日（金）   |           |
| ライフピアいちじま             | 2月25日（月）～2月28日（木） |           |
| 春日住民センター              | 3月4日（月）～7日（木）     |           |
| 山南住民センター              | 3月11日（月）～14日（木）   |           |

※柏原住民センターおよび篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・市島・春日・山南の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝を除く）。  
※混雑状況によって受付時間を短縮する場合があります。

## 市民税・県民税の申告

### 申告が必要な方

- ①平成31年1月1日現在、丹波市に住所があり、平成30年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金などを含む）などがあった方  
※市民税・県民税の申告は、確定申告と兼ねることはできません。
- ②国民健康保険加入世帯および後期高齢者医療保険加入世帯で下記の「申告が不要な方」に該当しない場合は、必ず申告書を提出してください。提出がないと保険料の軽減判定ができません。
- ③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な方

### 申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をされた方
- ②給与所得者で、すでに会社で年末調整をしてその給与以外に所得がなく、他に所得控除がない方
- ③公的年金受給者で、他に所得がなく所得控除など受ける必要のない方

### 申告は3月15日までにしてください

市民税・県民税申告書を1月下旬に送付します。申告書は、税務課、各支所に設置しています。『平成31年度市民税・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、市税務課、各支所または相談会場へ提出してください。

## 確定申告

### 申告が必要な方

〔給与所得者〕

- ①給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方

## その他

### 市民税・県民税確定申告共通

①平成28年分以降の申告書の提出時には、必要書類と併せて、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）をご持参ください。

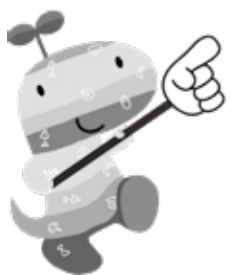
②社会保険料は年金・給与からの天引分を除き、自動的に所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい方は、申告してください。

③年金所得者で、その年中の公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要です。

### 「県民緑税」の実施期間延長

県では、県民の財産である「緑」の保全・再生に取り組むため平成18年度から導入している「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）の実施期間を平成32年度まで5年間延長しています。

■税 額 / 個 人 800 円、法 人 2,000 円～8 万円（年額）  
■活用事業 / 災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業



②給与を2カ所以上から受けていて、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える方

③平成30年中の給与収入金額が2千万円を超える方  
④年末調整で控除を受けた扶養親族などに誤りのある方  
〔給与所得者以外〕

平成30年中の各所得金額の合計額が、扶養控除などの人的控除やそのほかの所得控除の合計額より多い方

### 確定申告をすると所得税が還付される方

- ①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方
- ②所得が公的年金のみで、源泉徴収された所得税が納め過ぎの方
- ③平成30年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっている方
- ④そのほか予定納税額や源泉徴収税額が過納の方

### 配偶者控除・配偶者特別控除の適用条件が変わります

①配偶者控除の控除額が改正され、納税者の合計所得金額に応じて控除額が減額されます。納税者の合計所得が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。  
②配偶者特別控除の控除額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下になりました。また、納税者の合計所得金額に応じて控除額が減額されます。合計所得が1,000万円を超える場合には、配偶者特別控除の適用を受けることができません。